

法律事務所等の名称等に関する規程

(平成十八年三月三日会規第七十五号)

改正 平成二〇年二月 五日

第一章 総則

(目的)

第一条 この規程は、弁護士及び弁護士法人の法律事務所  
の名称並びに弁護士法人の名称に関する事項を定めるこ  
とを目的とする。

(定義)

第二条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義  
は、当該各号に定めるところによる。

一 事務所名称 弁護士又は弁護士法人の法律事務所の  
名称をいう。

二 法人名称 弁護士法人の名称をいう。

三 社員等 弁護士法人の社員又は使用人である弁護士  
をいう。

四 共同事務所 複数の弁護士、弁護士法人又は外国法  
事務所が共にする事務所(弁護士法人の法律事務

所を除く。)をいう。

五 外国法共同事業 外国弁護士による法律事務の取扱  
いに関する特別措置法(昭和六十一年法律第六十六号)  
第二条第十五号に定める事業をいう。

第二章 弁護士の法律事務所の名称

(「法律事務所」の文字使用)

第三条 弁護士は、その法律事務所名称を付するときは、  
事務所名称中に「法律事務所」の文字を用いなければな  
らない。

2 前項の規定は、外国法事務所弁護士に雇用される弁護士  
には、適用しない。

(使用文字)

第四条 弁護士の事務所名称には、別に規則で定めるとこ  
ろにより、日本文字のほか、ローマ字、アラビア数字そ  
の他の符号を用いることができる。

(同一名称の禁止)

第五条 弁護士は、所属弁護士会の地域内にある弁護士法  
人の法人名称又は他の弁護士若しくは弁護士法人の事務  
所名称と同一の名称をその事務所名称とすることができ

ない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- 一 自己の氏又は氏名（職務上の氏名を使用している者については、職務上の氏名又は職務上の氏名をいう。以下同じ。）のみを用いる場合
- 二 共同事務所その他の弁護士（当該共同事務所 of 弁護士であった者で、その共同事務所 to 所属していた期間中に、弁護士法第十七条第二号又は第四号の規定により弁護士名簿の登録を取り消されたものを含む。次号において同じ。）の氏又は氏名のみ（複数の氏又は氏名を並列する場合に、当該氏又は氏名に加えて、別に規則で定めるところにより使用が許される符号を用いる場合を含む。）を用いる場合
- 三 自己の氏又は氏名及び共同事務所その他の弁護士の氏又は氏名のみ（それらに加えて、別に規則で定めるところにより使用が許される符号を用いる場合を含む。）を用いる場合
- 四 第九条又は第十六条の規定により、共同事務所その他の弁護士又は弁護士法人の事務所名称を用いる場合
- 五 弁護士法人が当該地域内において従たる法律事務所のみを有する場合に、その弁護士法人の名称又はその主たる法律事務所の名称と同一の名称を用いる場合

- 3 -

（複数名称の禁止）

- 第六条 弁護士は、その法律事務所に複数の事務所名称を付することができない。  
（誤認のおそれのある名称の禁止）
- 第七条 弁護士は、不正の目的をもって他の弁護士若しくは弁護士法人又は外国法律事務所弁護士と誤認されるおそれのある事務所名称を付してはならない。  
（品位を損なう名称の禁止）
- 第八条 弁護士は、その法律事務所に名称を付するときは、品位を損なう名称を付してはならない。  
（共同事務所における事務所名称）
- 第九条 弁護士は、共同事務所その他の弁護士が事務所名称を付しているときは、当該事務所名称と同一の事務所名称を自己の事務所名称として付さなければならない。  
（事務所名称の届出義務）
- 第十条 弁護士は、その法律事務所に事務所名称を付するときは、別に規則で定めるところにより、本会に届け出なければならない。
- 2 弁護士は、その法律事務所の名称として、前項の規定により届け出た以外の事務所名称を使用することができない。

- 4 -

### 第三章 弁護士法人及びその法律事務所の名称

(登記名称以外の使用禁止)

第十一条 弁護士法人は、その法人名称として、登記された法人名称以外の名称を使用することができない。

(同一の法人名称の禁止)

第十二条 弁護士法人は、所属弁護士会の地域内にある他の弁護士法人の法人名称又は他の弁護士若しくは弁護士法人の事務所名称と同一の名称をその法人名称とすることができない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一 他の弁護士法人が、当該地域内において従たる法律事務所のみを有する場合に、その弁護士法人と同一の法人名称を用いる場合

二 当該弁護士法人の社員の氏又は氏名のみ(複数の氏又は氏名を並列する場合に、当該氏又は氏名に加えて、別に規則で定めるところにより使用が許される符号を用いる場合を含む。)を用いる場合

三 弁護士が弁護士法人を設立するにあたって、当該弁護士が現に届け出ている事務所名称であって人名を用

- 5 -

いたものを法人名称とする場合

(複数名称の禁止)

第十三条 弁護士法人は、一の法律事務所について、複数の事務所名称を付すことができない。

(同一の事務所名称の禁止)

第十四条 弁護士法人は、所属弁護士会の地域内にある他の弁護士法人の法人名称又は他の弁護士若しくは弁護士法人の事務所名称と同一の名称をその事務所名称とすることができない。ただし、第十二条ただし書の規定により同一の法人名称の使用が許される場合に、法人名称をそのまま主たる法律事務所の事務所名称とする場合は、この限りでない。

(従たる法律事務所の名称)

第十五条 弁護士法人の従たる法律事務所の名称は、法人名称又は主たる法律事務所の事務所名称に従たる法律事務所であることを明示した文言を付加した名称としなければならぬ。

(弁護士と弁護士法人との共同事務所の事務所名称)

第十六条 弁護士法人は、その社員等でない弁護士と法律事務所を共にするときは、その弁護士と同一の事務所名称を付さなければならない。

- 6 -

(弁護士との共同事務所における弁護士法人の事務所名称)  
称)

第十七条 弁護士法人は、その社員等でない弁護士と法律事務所を共にするときは、当該事務所名称中に「弁護士法人」の文字を用いることができない。

(外国法共同事業を営む弁護士法人の法律事務所の場合)

第十八条 外国法共同事業を営む弁護士法人であつて、その主たる法律事務所を当該外国法共同事業に係る外国法事務所弁護士の事務所と共にし、かつ、主たる法律事務所  
に当該外国法事務所弁護士の事務所と同一の名称を付すものは、主たる法律事務所の名称中に「弁護士法人」の文字を用いることができない。

2 前項の場合において、当該弁護士法人の従たる法律事務所  
の名称は、法人名称に従たる法律事務所であることを明示した文言を付加した名称としなければならない。

(事務所名称の届出義務)

第十九条 弁護士法人は、その法律事務所に事務所名称を付し、別に規則で定めるところにより、本会に届け出なければならない。

(準用)

第二十条 第三条第一項、第四条、第七条、第八条及び第

- 7 -

十条第二項の規定は、弁護士法人について準用する。

2 法人名称については、第三条第一項の規定は、準用しない。法人名称をそのまま事務所名称とし、又は法人名称に他の文字を付加して事務所名称とするときも、同様とする。

#### 第四章 違反行為に対する措置

(弁護士名簿等への不記載)

第二十一条 本会は、弁護士が第十条第一項の規定により本会に届け出た事務所名称が第三条第一項又は第四条から第九条までのいずれかの規定に違反するものであると認めるときは、その事務所名称を弁護士名簿に記載しないことができる。

2 本会は、弁護士法人が本会に届け出た法人名称が第十条、第十二条若しくは第二十条において準用する第四条、第七条若しくは第八条のいずれかの規定に違反するものであると認めるとき、又は弁護士法人が第十九条の規定により本会に届け出た事務所名称が第十三条から第十八条まで若しくは第二十条において準用する第三条第一項、第四条、第七条若しくは第八条のいずれかの規定

- 8 -

に違反するものであると認めるときは、その法人名称又は事務所名称を弁護士法人名簿に記載しないことができる。

(是正措置等)

第二十二条 本会は、弁護士が第三条第一項若しくは第四条から第十条までのいずれかの規定に違反すると認めるとき、又は弁護士法人が第十一条から第十九条まで若しくは第二十条において準用する第三条第一項、第四条、第七条、第八条若しくは第十条第二項のいずれかの規定に違反すると認めるときは、当該弁護士又は弁護士法人に対し、事務所名称又は法人名称の変更を命じ、その他必要な措置をとることができる。この場合において、本会は、当該弁護士又は弁護士法人に対し、弁明の機会を与えなければならない。

## 第五章 雑則

(規則への委任)

第二十三条 この規程に定めるもののほか、事務所名称及び法人名称に関して必要な事項は、規則で定める。

## 附則

- 9 -

- 1 この規程は、平成十八年六月一日から施行する。
- 2 第三条及び第四条の規定は、この規程の施行の際現に使用されている事務所名称については、平成十八年十二月三十一日まで適用しない。

3 第五条の規定は、この規程の施行の際現に使用されている事務所名称については、適用しない。

4 この規程の施行の日前に届け出られた弁護士法人の名称及びその従たる法律事務所の名称については、なお従前の例による。

5 弁護士法人の名称に関する規程は、この規程の施行と同時に廃止する。

附則(平成二〇年二月五日会規第九一号)

職務上の氏名に関する規程の制定に伴う会規(外国特別会員関係を除く。)の整備に関する規程 第五条改正)

1 この規程は、成立の日から起算して二年を超えない範囲内において理事会で定める日から施行する。

(平成二一年二月一七日理事会決議で平成二一年二月一日から施行)

2 この規程の施行の際、改正前の法律事務所等の名称等に関する規程第五条第一号の規定により、登録氏又は登

録氏名以外の呼称で登録氏又は登録氏名に代わるものとして用いているものを弁護士法人の法人名称又は弁護士若しくは弁護士法人の事務所名称としている者は、なお従前の例による。